

北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機の原子炉建屋内に 雨水が流入した事象に係る対応について(原子力規制委員会への報告)

2017年3月8日

北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機で発生した、建屋貫通部を通じて原子炉建屋内に雨水が流入した事象を踏まえ、2017年2月8日に原子力規制委員会から発出された指示文書に基づき、当社は浜岡3,4,5号機においておこなう止水措置対応についてとりまとめ、本日、原子力規制委員会に報告したため、お知らせします。

報告概要

止水措置対象の貫通部は、雨水の浸水を防止する措置として、貫通部の止水措置による直接的な浸水防止措置ではなく、排水ポンプや排水口等の排水手段の確保等による間接的な浸水防止措置を講じております。今回の指示に基づき、当社は間接的な浸水防止措置を講じている貫通部全てについて、2018年2月末完了を目途に、更なる安全性向上のため直接的な浸水防止措置(止水措置(注1))をおこないます。

1 止水措置対象の貫通部

号機	対象貫通部			合計
	配管	電線管	ケーブルトレイ (注2)	
浜岡3号機	48箇所	38箇所	0箇所	86箇所
浜岡4号機	22箇所	54箇所	0箇所	76箇所
浜岡5号機	37箇所	1箇所	1箇所	39箇所
[総合計]	[107箇所]	[93箇所]	[1箇所]	[201箇所]

2 止水措置完了までの当該貫通部に対する浸水の監視等について

通常の巡視点検に加え、大雨時および台風接近時に巡視点検を実施するとともに、巡視点検の結果から必要に応じて排水溝の清掃等の応急措置を実施します。

<原子力規制委員会からの指示の内容(2017年2月8日発出)>

- 貴社から報告のあった、止水措置を実施していない建屋の貫通部(当該貫通部の外側にある貫通部(以下「外郭貫通部」という。))の全てに止水措置を実施しているものを除く。)について、当該貫通部又は全ての外郭貫通部に対し、速やかに止水措置を実施することにより、外部からの浸水に対する原子力施設の安全性を向上させること。なお、止水措置の実施が完了するまでの間は、当該貫通部に対する外部からの浸水を監視するとともに、浸水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、これを防ぐ応急処置を実施すること。
1. の止水措置を実施することが安全設計上不可能な場合等の特段の合理的理由がある場合にあっては、外部からの浸水に対して止水措置以外の措置を実施することを妨げない。この場合においては、速やかに当該措置を実施することに加え、当該貫通部に対する外部からの浸水を監視するとともに、浸水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、これを防ぐ応急処置を実施すること。
1. 及び2. の措置を実施するための計画を策定し、平成29年3月8日までに原子力規制委員会に報告すること。

<これまでにお知らせした内容>

- 北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機の原子炉建屋内に雨水が流入した事象を踏まえた調査結果について(原子力規制委員会への報告)

(2016年12月26日お知らせ済み)

貫通部における直接的な浸入防止措置(止水措置)の例



配管貫通部の例
(ブーツラバー)

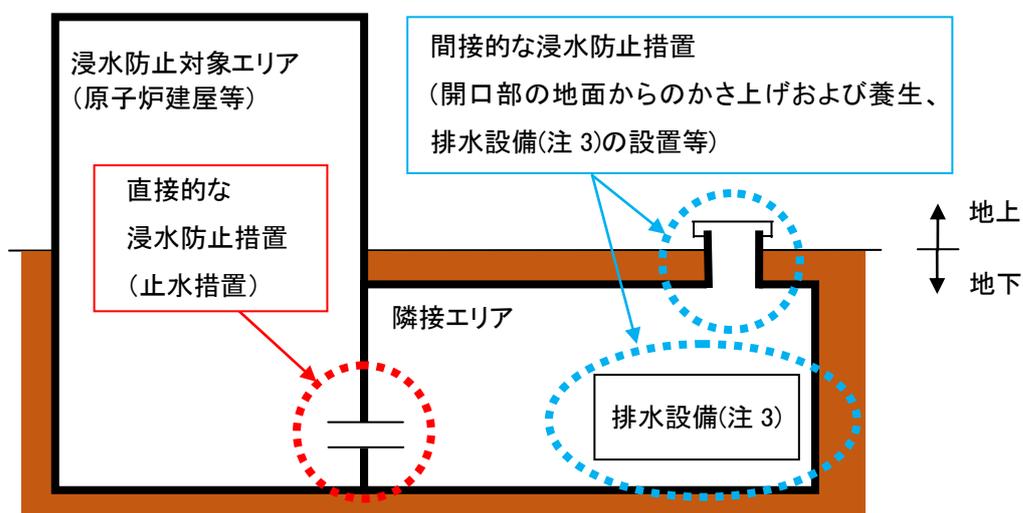


電線管貫通部の例
(シール材)



ケーブルトレイ貫通部の例
(鉄板+シール材)

浸水防止措置の種類



注1 新規基準を踏まえた安全性向上対策工事が進んでいる4号機については、対象となった貫通部の止水措置を、その工事の中で実施してまいります。3,5号機については、今回の指示を受けて検討した止水措置を実施してまいります。

注2 ケーブルトレイとは、現場にケーブルを敷設するための金属製の受け皿のことです。

注3 コンクリートのつなぎ目等から、湧水や雨水が地下にしみ込んだ水の浸入があった場合は、排水口や排水ポンプにより排水する設計としています。

以上